

沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度による 防犯に配慮した住まいづくりの促進

沖縄県（人口 136万人）

概要

ちゅううちな一安全なまちづくり条例に基づき、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅で他の模範となるものを「沖縄県防犯モデル共同住宅」として登録。

登録を受けた共同住宅には登録証が交付され、新築マンション・賃貸アパート等の防犯設備について事前の広報・販売等に活用できるほか、マンションの購入資金等について、沖縄銀行が融資金利の優遇を行っている。

背景

平成11年以降、刑法犯認知件数が増加を続けていた沖縄県では、県警を中心とした犯罪抑止対策を推進するとともに、県・事業者・県民が横の連携を強化し、安全なまちづくりに関する取り組みを促進して、犯罪のない安全・安心な沖縄県を目指すため、平成15年に「ちゅううちな一安全なまちづくり条例」を制定。犯罪を減らして日本一安全な沖縄県を目指す県民総ぐるみの運動を推進している。

県内の住宅における窃盗被害については、ガラス破りによる空き巣が約3割程度となっている一方で、空き巣の約4割、忍び込みの約7割が無施錠被害であるなど、県民の防犯意識の低さに起因する被害も少なからずあることから、犯罪に遭いにくい住まいづくりの普及・促進とあわせ、犯罪の予防と県民の防犯意識の高揚を図ることが求められていた。

沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度

1. 概要

ちゅううちな一安全なまちづくり条例に基づき、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅で他の模範となるものを「沖縄県防犯モデル共同住宅」として登録。

登録を受けた共同住宅には、登録通知書と登録証（プレート）が交付され、新築マンション・賃貸アパート等の防犯設備について事前の広報・販売等に活用できるほか、マンションの購入資金等については、沖縄銀行が融資金利の優遇（0.10%）を行っている。

2. 実施主体

（財）沖縄県防犯協会連合会

防犯モデル共同住宅の審査については、同連合会の下に設置された防犯共同住宅審査委員会において、一級建築士・防犯設備士等による審査委員が実施。

【登録証（プレート）】



3. 審査基準

沖縄県が制定した「共同住宅に関する防犯上の指針」、警察庁と国土交通省が平成13年に策定した「防犯に配慮した共同住宅の設計指針」に基づき、知事を会長とするちゅううちな一安全なまちづくり推進会議と（財）沖縄県防犯協会連合会が定めた「沖縄県防犯モデル共同住宅審査基準」を用いて審査。

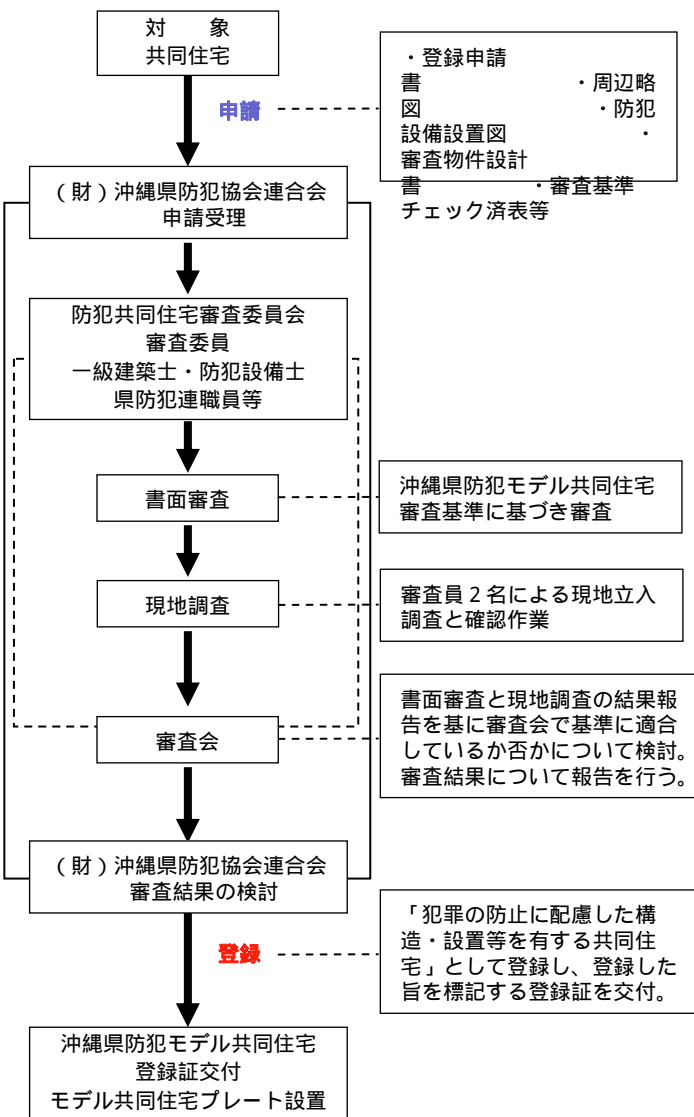
【主な審査内容】

- 外部から建物内に侵入しにくい構造
- 共用部分の見通しを確保した構造
- エレベーター内への防犯カメラ、非常通報装置等の防犯設備の設置
- 駐車場等の明るさの確保など盗難防止設備の設置
- ピッキング困難な錠と補助錠の設置



【登録防犯モデル共同住宅】

4. 申請手続きの流れ



また、現在、認定審査に当たっては、県が制定した「共同住宅に関する防犯上の指針」等に基づく審査基準を用いていることから、国及び他の都道府県の実態も参考にして審査基準の見直し等を検討し、同制度の普及促進を図る必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	文化環境部 県民生活課
関連部局	土木部 建築指導課 住宅課 警察本部 生活安全課 安全なまちづくり推進課

【連携のポイント】

本制度の創設に当たっては、ちゅらうちな—安全なまちづくり推進会議の下に設置された「ちゅらまちづくり専門部会」において、土木部、警察本部等とも連携しつつ検討を実施した。

問い合わせ先&関連HP

【問い合わせ先】

文化環境部 県民生活課

098-866-2187

【関連HP】

沖縄県防犯協会連合会HP

<http://www.okinawakenbouhankyoukai.com/>

5. 活用制度等

「防犯に配慮した共同住宅の設計指針」
(平成13年警察庁・国土交通省策定)

実績・評価

【実績】(平成18年12月現在)

那覇市内及び浦添市内で計3件のマンションを登録

【評価】

既存住宅の認定については、審査基準に満たない場合に手直し工事等が必要となるなど申請者の負担も大きくなることから、住宅の設計段階での申請が促進されるよう、広報を通じた制度の浸透を図る必要がある。